

静岡県教育委員会

議事録

平成 29 年度 第 5 回定例
6 月 6 日 (火)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 29 年 6 月 6 日に教育委員会第 5 回定例会を招集した。

1	開催日時	平成 29 年 6 月 6 日 (火)	開会	13 時 20 分
			閉会	16 時 10 分
2	会 場	教育委員会議室		
3	出席者	教 育 長 木 苗 直 秀 委 員 齊 藤 行 雄 委 員 興 直 孝 委 員 渡 邊 靖 乃 委 員 藤 井 明		
	事務局 (説明員)	鈴 木 一 吉 教育次長 松 井 和 子 教育監 水 元 敏 夫 理事 (人材育成担当) 渋谷 浩 史 理事兼教育総務課長 赤 堀 健 之 教育政策課長 木 野 雅 弘 財務課長 南 谷 高 久 福利課長 宮 崎 文 秀 義務教育課長 小野田 裕 之 高校教育課長 山 崎 勝 之 特別支援教育課長 山 本 知 成 社会教育課長 赤 石 達 彦 文化財保護課長 石 川 誠 静東教育事務所長 山 田 泰 巳 静西教育事務所長 若 月 伸 隆 教育総務課事務統括監 織 田 敦 高校教育課人事監 持 山 育 央 高校教育課人事班長 後 藤 祐 介 教育総務課主査		

4 その他

- (1) 第 5 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 第 6 号議案は、原案を改められ、可決された。
- (3) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、齊藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 5、6 号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、

異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、公開案件から審議を始め、第5、6号議案は非公開とする。

報告事項1 監査結果に関する報告

教 育 長： 報告事項1「監査結果に関する報告」について、木野財務課長より報告願う。

財 務 課 長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 監査結果の1番であるが、いずれも交通違反の発生で酒気帯び運転である。質問等はあるか。飲酒運転に対するその後の対策について、教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： 飲酒運転に関してだが、昨年度に引き続き本年度4月にも検挙事案が発生した。28年度から飲酒運転の根絶を目指した取組を進めており、29年度は強化の年度と位置づけていた。具体的には意識を醸成するために事務局各課及び各県立学校にアルコール検知器を1台ずつ配布した。また、教育総務課で検知器の使用マニュアルを作成し、ルールを決めて使用するようにした。交通安全に関する知識を向上するために安全運転eラーニング安全運転診断パッケージを民間企業と契約して、eラーニングのかたちで安全運転の自己診断ができるツールを導入した。6月から稼動する予定である。6月は飲酒運転根絶月間とし、特に飲酒運転根絶のためにという研修資料を作成した。それを元に全校が研修を行うことを義務付けた。その他、組織的には全校種で校長会が行われたので、その時に私からコンプライアンス遵守、特に飲酒運転根絶を呼びかけたところである。また、各課学校でコンプライアンスの徹底を図るようお願いをしている。特に事務局ではアルコール検知器をさらにもう1台、持ち帰り用として配付し、飲んだ後、翌朝などが確認できるようにした。その他、通勤方法でバイクや自家用車を利用している職員については、全て課長が把握し特に注意喚起を呼びかけることを行っている。

教 育 長： 4月に教育委員会事務局でも酒気帯び運転による物損事故を起こしてしまった。前所属との宴会の後で教育委員会は関知していなかったが、それでは済まされない。県教育委員会の者ということで報道もされており、私も申し訳ないと思っている。対策を講じているところでこのようなことがおこってしまった。根絶するという事は難しい。お酒を飲むと分からなくなってしまう。

渡 邊 委 員： 私の知り合いの先生が仕事をしている地区に自動車関連会社があり、保護者の方が勤めている。自動車関連企業なので、飲酒運転防止に対する意識も高いので、社内での飲み会等があったときなど、意識啓発はどのようにしているか聞く機会があった。「幹事は飲まない」と決めて、幹事は「飲みませんシール」を貼って、宴会に関して責任を負う。皆さんの飲み会に対して責任を負うということで会に臨むとか、帰宅方法まで確認をし、万が一が起こらないように最新の注意をして

いるということであった。民間会社であってもそのような事案が起これると信用を落としてしまうので対策を講じている。そういった事例を参考にしてより高い飲酒運転撲滅の方法を探してほしい。

興 委 員： 今回出された資料について、次回以降直してほしいので、財務課長はこころして聞いてほしい。監査結果の報告についてどのページも「いつ起こったのか」が明記されていない。また、措置状況としていつどういったアクションを取ったのかが見えない。よって、措置状況を見てもいい加減であるとしか見えない。事案が起こったことに対して真摯に学校が受け止めて、その事実を解析し、何処に問題があったのかを見極めた上で、それに相応しい研修や指導といったアクションを取ることが重要である。にもかかわらず、この文章を読んでいくとわからない。事故が起こったことをどう解析して、どんな問題があるか掘り下げていくべきである。措置状況は教育長名で監査委員に報告したと思うが、これでは体たらくとしか言いようがない。措置状況について概要でなく本文があると思う。次回以降、必ず本文を添えて、その本文が適切でなければその本文を直す努力が教育委員会には必要だと思う。具体的に申し上げると、1 ページ目の富士宮北高等学校と浜名特別支援学校の違いについて、よく似ている事案にみえるが、富士宮北高等学校の場合は「警察署員による交通安全講話を実施した。」「シミュレータを警察から借用し、運転適性判断を実施した。」と書いてある。ところが浜名特別支援学校の場合は精神論だけである。同じ記載ぶりをしろとは言わないが、何処に問題があって、だからこういった対策をしたということが見えるように、詳しく掘り下げて、教育委員会は受け止めて監査に報告することが、教育委員会の質として必要である。2 ページ目の生徒への体罰行為の発生についても日付が見えない。浜松商業高等学校は素晴らしいことをやっているように見えるが「浜商職員三訓」はいつ制定されたのか。私もこの事案の後に制定したのか記憶が定かでない。また、平成 28 年 2 月にすべての授業で「人を大切にする」ことをテーマに話をし、「人権の日」を制定している。それは毎月授業日初日に行うとある。これは極めて革新的な取組だと思うが、それに流されるのではなく、取組の解析まで添えてであると教育委員会はフォローしていると思えてくると思う。この程度でやったということにはならないと考えられる。さらに、「部活動副顧問の仕事と業務の適正な分担についての共通理解、新たな部を 3 つ設置した」と、こんなことを書いたって分からない。どういった意味をもってこうしたのか、私達にも説明してくれないと全くおざなりにしか見えない。財務課長の説明者としての資質を問いたい。また、体罰根絶委員会を設置し、研修を実施したということについてもどういった効果があったのか掘り下げて説明してほしい。浜名高等学校の部活動における事故の発生について、多方向からの打球を防ぐネットの配置、打撃投手や打撃投手以外の補助者のヘルメット着用、バックネッ

ト側に向けて打つよう打撃方向の徹底とあるが、打撃投手や打撃投手以外の補助者にヘルメットは元々着用させてなかったのか。

財務課長： 徹底されていなかった。

興委員： バックネット側に打つということもしていなかったのか。

財務課長： そうである。

興委員： 多方向からの打球を防ぐためのネット設置とあるが、それもされていなかったということか。

財務課長： そうである。

興委員： 措置状況が素晴らしいというより、今までがあまりやっていなかったという感じである。これは浜名高等学校だけの問題ではないので、野球部の活動をしている学校のみならず、全ての高等学校に周知をし、同じような問題が起こらないように徹底を図ることが重要である。高校教育課長においては、これらのアクションを講じてほしい。その上で、この中には、こういった形での措置状況に入れることが、教育委員会としての措置ではないか。多くの点で反省点が多いと思う。全部の事項について申し上げたいが、これによしとするのではなく、高校教育課長にあっては、こころして対応して欲しい。

教育総務課長： 今の件は高校教育課でなく健康体育課である。浜名高等学校の事案については損害賠償が認められた。大きな事案として高野連にも情報提供をしており、対策は講じられていると考えている。

興委員： 平成23年5月に事案が発生し、28年5月に判決が出ているので5年かけてこのようなことになったのはわかる。ことの重要性だけでなく水平展開する努力もお願いしたい。先ほど教育総務課長からアルコール検知器の説明があったが、以前申し上げた時にはアルコール検知器があればよいということでは十分ではないという点ではなかった、か。

教育総務課長： そのとおりである。

興委員： その対応、アルコール検知器を備え、活用することを評価するのではなく、単に、アルコール検知器はどの程度のアルコールを体内に残しているかの確認でしかない。そうであると飲んでいても検知器にかからなければ飲んでいいと捉えかねない。むしろ、お酒を飲んだら運転しないという文化が大事である。私の印象として、アルコール検知器は無いほうがよいという思いである。アルコールがまだこの程度しか出ないということで許容されてしまうおそれがある。

教育長： アルコール検知は個人差がある。以前、夜にお酒をのんで翌朝、酒気帯び運転で検挙された事例があった。自分のアルコールに対する体質を知っておこうという意味でもアルコール検知器を配備した。興委員の指摘した点について、以前説明されたことを忘れてしまうので、その当時の資料を添付しておくと思う。

興委員： この資料に年月を明記したほうがよい。そうでないとアクションがどう結び付けられたのかが見えてこない。

藤井委員： アルコール検知器を配付して使った結果、自分は大丈夫だと思ったが

それなりの数値が示され、運転をしなかった、または別の対応をしたという未然防止ができた事例はあるのか。

教育総務課長： 未然防止の実例までは無いが、アルコール検知器を持ち帰った者は、実際にいつ測定して、どのような数値が出たのか、貸し出し簿に記録することとなっている。アルコール検知器で一番防止できるのは翌朝の残酒量だと私は思っている。当日の飲酒後に運転しないというのは基本的なことで、e ラーニングの教材にも飲酒をしたら運転をしないということは書いてある。そのようなことを学ばせるということ、ルールの徹底はそういった教材で対応している。飲んでいないが運転してもいい状態なのか、特に翌朝については対応した方がよいと判断して、家に持ち帰って確認しようということである。アルコール検知器はあくまでも自分の指標であり、認識しようというツールである。それをもって飲酒運転を撲滅できるということではない。

藤井委員： 配付又は配置することは目的でなくあくまでも手段であるということを確認したかった。また、配付、設置した以上、いかに運用を細かく徹底していくのかに尽きる。したがって、フォローアップできないと配付した意味がゼロになってしまう。

教育長： 私の運転手は毎日チェックしている。

教育総務課長： 公用車を運転する職員は必ずチェックするルールとなっている。

藤井委員： それは自己判断か。

教育総務課長： そうではない。公用車を運転する前に必ずチェックをする。それを記録簿に残す。

藤井委員： 記録するだけなのか。例えば数値が出ているのに運転できるのか。

教育総務課長： 管理者が数値を決裁するのでその場合は運転できない。

藤井委員： 絶対大丈夫だと言えるのか。

教育総務課長： 管理者が確認するので大丈夫である。

興委員： 藤井委員が指摘している点は、記録上は許容されているレベルであるが、本当にそれで大丈夫なのか、ということではないのか。従ってその数値が許容されるレベルにあるという話であって、それでもって「了」とすることではない。

藤井委員： 教育長が指摘したように個人差があるので、法律上触れないレベルの残量であったとしても、本人がアルコールに対して弱いということがある。例えば数値が低くとも事実上ふらふらするとか、注意が散漫になっているとか、そういったことが絶対に無いとは言えないので、そこまできめ細かい対応が必要だと思う。そうでなければ撲滅はできない。

教育長： 自分で醒めていると思っても若干出ることにはある。ところがその若干に個人差がある。一つの基準があったとしても、備考欄に但し書きとして明記するなどが必要である。

藤井委員： 法的に問題が起こらないかでなく、もっと自発的に厳しい基準を設けて、それを超えたら運転はしないとしなければ、実効性はあがらない。

- 渡 邊 委 員： 酒気帯び運転、飲酒運転を起こしてしまった人が、その当時、どういった状況でどういった心境であったのか、どういった状況で運転してしまったのか、共有できていればよいのではないかと思う。起こった後の措置状況はこういったことだと思うが、起こしてしまった人の心境、自分がそういった状況に陥らないように確認するためのフォローや分析が今までになされてきているのかという点が気になった。
- 教 育 長： 私は処分の前に本人から聞き取った情報を確認している。この後審議する案件に係る職員については本人に直に聞き取りをした。渡邊委員が指摘したことは他の職員にも示しておかないとお酒は魔物で人格を変えてしまう。
- 教育総務課長： 今月の研修に使用するテキストがここにある。その中では昨年度中に発生した飲酒事案を、本人の証言に基づきケーススタディにして示してある。この具体的な事案をもってみんなで研修し、何処で止めることができたのか、みんなで考える。
- 渡 邊 委 員： 飲酒運転、体罰、わいせつ行為とどういった心境で起こしてしまったのかを共有しておく、疲れたとき、落ち込んでいる時に起こりやすいということを知っているだけでも多少の抑止力にはなると思う。
- 藤 井 委 員： 4つの事案のうち3件が浜松市内である。これは監査を実施した時期だけのことなのか。又は浜松という地域の特性ということなのか。
- 教育総務課長： 地域特性ということはない。
- 財 務 課 長： 実施月によって地域が偏る場合もある。
- 藤 井 委 員： 万が一、浜松地区に飲酒運転が偏るといえることがあるのであれば、重点地域として対策を講じる必要はある。
- 教育総務課長： 私が知る限り、そういった傾向は無いと考える。
- 教 育 次 長： 地域性の偏りは無いと思う。
- 教育総務課長： 監査では年を何回かに分けて監査したものをまとめて公表しているので、監査実施の日程で地区に偏りが生じることはあると思う。
- 藤 井 委 員： 浜名高等学校の事故で怪我をした生徒について、体そのものは大丈夫なのか。
- 教育総務課長： 当該生徒は日常生活をしており、軟式野球もできるようになっている。ただし症状は出ていないが癲癇波のようなものが脳波に残っており、後遺症となっている。そのために日常生活に不安を感じているという点での損害賠償である。いたって医学的な判断で損害賠償が認められた。
- 教 育 長： 名古屋の大学で野球をやっている。
- 教育総務課長： 健常に生活はできている。ただしそういった不安を抱えている。
- 興 委 員： この事案に関して、県に損害賠償があったことはわかったが、別途医療関係保険はカバーされているのか。
- 財 務 課 長： これまでにかかった費用は賠償金で支払っている。その他、弁護士費用等の訴訟経費含めて1,000万円程度補償している。
- 興 委 員： そうではない。身体的に傷害を負ったのであれば、そちらの保険が適用されるのかと聞いている。損害賠償の話ではない。早急に説明でき

るように願います。

藤井委員： 浜名高等学校の部活動における事故について、今後、高等学校だけでなく、中学校でも起こってはならないと思っているが、措置状況は 100 パーセント徹底できているのか。対策を行っていないという学校はないか。

興委員： 浜名高等学校が措置を行ったから水平展開するというのではなく、昨年には、組体操では県教育委員会として指針を示しており、そのように、県教育委員会として必要であればガイドラインを作成して指針を示すべきであろうかと考えるが如何か。

教育総務課長： この訴訟でも議論となったが、高野連が定める安全基準ガイドライン的なものがある。それを遵守していたかどうかとも問われた。

興委員： どういった措置が県内で行われているのかを具体的に説明していただければよい。質問したから説明するのではなく、積極的に説明してほしい。

教育総務課長： この場に健康体育課長が不在のため、回答できていない案件は後ほど報告する。

教育長： 他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項 1 を了承する。

(会議の非公開)

教育長： ここで会議を非公開とする。

<非>第5号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>第6号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

教育長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 29 年度第 5 回教育委員会定例会を閉会とする。